

答弁書第一四二号

内閣参質一六九第一四二号

平成二十年六月十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員山内徳信君提出在日米軍基地と市民の示威行動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山内徳信君提出在日米軍基地と市民の示威行動に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねについては、個別具体の事実関係に即して判断されるべき事柄であり、お答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、米軍は、接受国たる我が国の法令を尊重するとの一般国際法上の義務及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）に定める義務に従って活動しているものと承知しており、また、都道府県警察は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条に定められた責務を果たすため、法令に従い、適切な職務執行を行っているものと承知している。

